

令和 7 年 2 月 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

清水町長 阿 部 一 男

市町村名 (市町村コード)	清水町 (16365)
地域名 (地域内農業集落名)	清水地区 (東清水、西清水、神居、石山、北清水、神居1、南清水、讃岐、上清水、上清水1、上清水2、上清水更生、下佐幌1、下佐幌2、下佐幌3、下佐幌平成、下佐幌北栄、下佐幌中央、人舞1、人舞2、人舞3、人舞4、人舞5、下佐幌協和、下佐幌新生、下佐幌協心、東人舞、人舞共栄、北熊牛1、北熊牛熊牛、中熊牛2、中熊牛3、本村、熊牛更生、北松沢、西松沢、東松沢、東高台、南高台、松沢、下美蔓1、下美蔓2、中美蔓1、中美蔓2、上美蔓、羽帯、共栄、御影平和、中羽帯、下羽帯、新羽帯、東羽帯、豊郷、桜ヶ丘、御影鉄南、御影中央、柏木、新生、羽田桐、更生、常盤、大和、昭和、元旭山、郷愛、東郷愛、千才、剣山、上旭)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は酪農と畑作が混同する農業形態が主であったが、近年では酪農専業、畑作専業の形態が主流になりつつある。現状は担い手は確保されており、規模拡大意欲は強いが今後高齢化に伴う労働力不足や後継者不在によるリタイアも想定されるので、しっかりと担い手に農地が集積・集約され、農作業効率の向上を図る必要があると考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域における基幹作物である小麦、豆類、馬鈴薯、てん菜を中心とした輪作体系の維持や、農地基盤整備による地力増進、農作業や家畜飼養管理技術の省力化・スマート農業の推進などにより、地域農業の発展を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16,031.71 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16,031.71 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
目標地図をもとに農業委員会等の関係機関と連携を取り、担い手を中心に農地バンクを活用して集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向、土地所有者の貸付意向を配慮するため、農業委員会等の関係機関と連携を取りつつ農地バンクを活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上及び農地集積・集約化を図るとともに、基盤整備事業の実施を検討し、農地の大区画化・汎用化等を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業委員会や農業協同組合などの関係機関等と連携し、後継者対策、第三者経営継承の推進を図り、経営体確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農協や個人への委託、コントラクター事業の活用を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①銃器、箱わなを使用した捕獲の推進により農業被害の拡大を防ぐ。また、電牧柵設置推進のため補助を行い農業被害の拡大を防ぐ。
- ②地力増進のため、適正施肥の促進などをつじた土づくり支援や、環境負荷を低減するため、化学合成農薬の削減などの環境保全型農業に取り組む。また、家畜排せつ物の適正処理などのため、バイオマスの利活用を図る。
- ③規模拡大や労働力不足、労働負荷の軽減などに対応するため、自動操舵システムやドローン、可変施肥など先端的な技術の活用により農作業の効率化を図る。
- ④当地域で栽培される農作物やその加工品などの輸出、海外への販路拡大の取り組みを図る。
- ⑤気候変動に伴い、果樹等の多様な作物の作付けの検討に努める。
- ⑥作付けが減少傾向にあるてん菜等の作物の作付けを維持し、引き続き適正な輪作体系を構築する。
- ⑦地域の活動組織を中心に農地、水路、農道等の保全活動の推進を図る。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を図る。